



日医発第 2040 号（地域）
令和 7 年 2 月 28 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 英仁
(公印省略)

令和 6 年度補正予算「病床数適正化支援事業」に係る Q&A ついて

令和 6 年度補正予算「病床数適正化支援事業」については、令和 7 年 2 月 22 日付日医発第 1998 号（地域）をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対し、別添のとおり、同事業に係る Q&A の連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

同 Q&A は、厚生労働省が本年 2 月 21 日に開催した都道府県行政向け説明会における照会を踏まえ作成されたものです。

特に、①「生産性向上・職場環境整備等支援事業」との併給は可能であること（Q4）、②国から都道府県に内示を行うタイミングに合わせて内示額の算出に関する考え方を示すこと（Q7）、③削減した病床数の算定にあたっては、産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えないとされていること（Q10）にご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、引き続き、貴会管下関係医療機関に対し、周知方及び医療需要の変化を受けて病床数を削減する取組を行う場合には事業計画を提出するようご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回示された Q&A のうち、Q2 において言及されている「地域医療（構想）調整会議」とは事業計画様式中の「地域医療構想」欄を指しております。

(参考)

- 「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」
(令和 7 年 2 月 13 日付日医発第 1926 号（地域）（医経）（健Ⅱ））
- 「令和 6 年度補正予算「病床数適正化支援事業」について」
(令和 7 年 2 月 22 日付日医発第 1998 号（地域））
- 厚生労働省 HP「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html

通番	Q	A
1	病床数適正化支援事業はこれまで進めてきた地域医療構想と相反するものではないか。	地域医療構想は中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、効率的な医療提供体制の確保に向けて取り組んでいるものである一方、本事業は昨今の経営悪化を踏まえ、入院医療を継続し、効率的な医療提供体制の確保に向けて緊急的に取り組むものであり、地域医療構想と本事業の目的は同様（効率的な医療提供体制の確保）であり、相反するものではないと考えています。
2	地域医療調整会議の合意の有無を求めているが、配分額に影響するのか。	地域医療調整会議の合意の有無については、配分額の調整に用いるものではなく、地域医療介護総合確保基金との併給を確認するためのものです。
3	病床稼働率を求めているが計算方法を示して頂きたい。	本事業（活用意向調査）の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとします。 ・直近3か月間（※）の「（在院患者数＋退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数×3か月の日数）」により計算してください。 ※今後削減予定の場合：令和6年11月、12月、令和7年1月の3か月間。 すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間（例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月、11月、12月）
4	「生産性向上・職場環境整備等支援事業」との併給は可能か。	併給は可能です。
5	内示後に、給付金の支給額が当初の申請どおりに支給されない場合、提出した事業計画（活用意向調査）どおりに病床削減を実施しなくてもよいのか。	貴見のとおりです。
6	2月21日（金）の説明会で示された「事業計画の提出における主なQ&A」の6において、9月末時点において廃院する医療機関は対象外とされているが、9月末まで稼働していれば、10月1日以降に廃院しても補助対象になるのか。	本事業は、今後も入院医療を継続することを前提として、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して支援を行うものであるため、10月1日以降に廃院を予定している場合は対象外となります。
7	内示のタイミングに合わせて、内示額の根拠は示されるのか。	内示を行うタイミングに合わせて、内示額の算出に関する考え方を示します。
8	病床削減とは医療法上における、病院の開設許可事項一部変更届と記載があるが、例えば病室を違う用途に使う際の届出は病院開設許可（届出）事項一部変更使用許可申請書が必要になるが、9月までとはどこまで終わっていればよいのか。	令和7年9月末までに実際に病床数を減少させることが必要となります。 例えば病室の病床数を減少させようとするときは、「届出」となりますが、その場合には、9月末までに、実際に病床数を削減させる必要があります。 一方、用途変更に伴う病床数を減少させようとするときは、「許可」が必要となりますが、その場合には、病床の減少に係る許可の申請を行った上で、9月末までに、当該許可を受ける必要があります。
9	有床診療所について、平成19年1月1日より前に設置された病床についても給付金の対象となるのか。	給付金の対象となります。
10	削減した病床数の算定にあたっては、「産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）」は除くこととされているが、産科部門の病床でも分娩に用いていない病床等も算定から除く必要があるか。	産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えありません。